

柏市職員採用選考案内

【公衆衛生医師】

柏市では、『保健所長』として働いていただける医師を募集します。

令和7年2月より、これまで募集していた任期の定めのない職員に加え、新たに任期付職員の募集を開始しました。

1 試験区分・主な職務内容

区分	業務内容	採用数	受験要件	任期	兼業
公衆衛生医師	保健所長（又は保健所長候補）として、保健所（ウェルネス柏）に勤務し、健康危機管理及び保健衛生行政の企画・運営並びに健診業務等を行う	若干名	次のいずれの要件も満たしていること ・日本国籍を有していること ・医師免許を有していること ※ 平成16年以降に医師免許を取得したひとにあっては、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了しているひと ・地方公務員法に規定する欠格条項に該当しないこと	なし	原則不可
公衆衛生医師（任期付）				3年	応相談

【任期付職員とは】

専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合などに、任期を定めて採用する職員です。勤務条件(休暇等)については、基本的に任期の定めのない常勤の職員に準じたものになります。

【保健所長候補とは】

保健所長に認定される要件として、地域保健法に定められた養成訓練課程を修了する必要があります。修了していない場合は、入庁後に同課程の研修を受講し、修了後に保健所長となります。

≪地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当する方は、受験できません≫

- (1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 受験申込手続

区分によらず、受験申込手続は共通となります

(1) 用意するもの

ア パソコン又はスマートフォン

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンが必要となります。

イ 顔写真（縦横比4：3程度）のデータ

申込み前6か月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きで本人と確認できる写真データをご用意ください

ウ 『医師免許証の写し』

エ 『臨床研修修了登録証の写し』

（補足）平成16年4月1日以降に医師免許を取得したかたに限ります

(2) 申込方法

正規職員募集ページから採用試験申込みサイトにアクセスし、上記添付書類と併せて、電子申込みをしてください

3 受験申込にあたっての注意事項

(1) 「高」や「崎」などの環境依存文字については、通用字体に変換させていただくことがありますのでご承知おきください。

(2) 採用試験に関することや合否通知等で直接連絡をしますので、確実に連絡のとれるメールアドレスの登録をお願いします。また「@snar.jp」「saiyou@city.kashiwa.chiba.jp」を受信できるように設定してください。

(3) 受験資格を有していないこと、または受験申込みの内容に虚偽又は不正があったことが明らかになった場合は、採用（合格）を取り消すことがあります。

※ 利用登録をした際のID及びパスワードは必ず控えてください。

4 試験内容・日程・会場

試験区分によらず、試験内容は共通となります

(1) 試験内容

小論文及び個人面接試験（小論文にかかる質疑応答を含む）

(2) 試験日

小論文の提出期限は、課題の内容も含め、お申込み後にご案内いたします。

個人面接試験の日程等は、応募された方と調整の上、別途通知します。

(3) 結果通知・採用日

選考試験の終了後、1～2週間程度で合否をお知らせします。採用日（入庁日）は、採用試験の合格者と調整の上、決定します。

5 勤務条件について（参考：令和7年1月1日）

(1) 年収の目安

勤務経験	職務	年収
15年程度	課長	約1,180万円程度
30年程度	保健所長	約1,370万円程度

※ これらの数字は令和7年1月1日現在の本市の制度に基づく試算であり、勤務経験の内容等により実際の年収額は異なる場合があります

※ 任期付職員において、週に1日程度兼業した場合は、それぞれ0.8を乗じた金額が目安となります。なお、週休日における兼業はできません。

※ 一定の年齢（医療職給料表の適用を受ける職員は57歳）に達したら、昇給は停止します。

(2) 手当等

上記のほか、通勤手当、扶養手当、住居手当が支給されます。また、6月及び12月には、期末手当及び勤勉手当（標準：年間4.6月分）が支給されます。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分（月曜日～金曜日（休憩60分含む））

※ 時差出勤制度、テレワーク制度有（要事前調整）

	時差出勤の勤務時間	休憩
早出①	午前7時30分から午後4時15分まで	60分
早出②	午前8時00分から午後4時45分まで	
遅出①	午前9時00分から午後5時45分まで	
遅出②	午前9時30分から午後6時15分まで	

(4) 休暇、休日等

ア 休日

日曜日及び土曜日のほか、国民の祝日及び年末年始が休日です。ただし、月に1日程度、HIV・性感染症検査のため、日曜日（半日）の出勤があり、その分は、代休を取得する事ができます。

イ 年次有給休暇

20日を上限として付与されます。

ウ 特別休暇

結婚休暇、子供休暇、忌引、ボランティア休暇等があります。

(5) 福利厚生制度

地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し、短期給付（医療保険）及び長期給付（年金）を受けるほか、各種福祉・保健事業を利用することができます。

※ 勤務条件は、制度改正により変更となることがあります。

6 問い合わせ先

- ・採用選考試験及び勤務条件に関すること 柏市総務部人事課 採用担当
電 話：04-7167-1113（直通）
所在地：〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
- ・業務内容及び職場見学に関すること 柏市健康医療部総務企画課
電 話：04-7167-1255（直通）
所在地：〒277-0004 柏市柏下65番1号